

様式第1号（第3条関係）

26松（文ス）第1657号

平成27年3月5日

（宛先）松山市監査委員

松山市長 野志 克仁 印

平成26年度 公の施設の指定管理者監査結果報告に基づく措置通知書

平成27年1月9日付松監第65号の公の施設の指定管理者監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第12項の規定等により通知します。

所管部課 総合政策部 文化・スポーツ振興課	所管課長氏名 橘 昭司
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
別府第一市民運動広場、別府第二市民運動広場、拓川市民運動広場、空港東第四公園テニスコート及び湯月公園テニスコート ・指定管理料の適正な積算及び執行について 指定管理料の積算において、10万円の自主事業運営費が計上されているが、執行はされていない状況が見受けられた。人件費や光熱水費等を自主努力によって削減するのとは異なり、自主事業運営費は施設の使用率向上等のための事業を実施するという前提で支払っているものであるため、特別な事情も無く実施しないということであれば、精算により不用額を返納させるといったことも含めた対応が必要と考えられる。今後においては、適正な指定管理料の積算及び管理費の執行について指導されたい。	別府第一市民運動広場、別府第二市民運動広場、拓川市民運動広場、空港東第四公園テニスコート及び湯月公園テニスコート ・指定管理料の適正な積算及び執行について 指定管理者に対して自主事業を適切に実施するよう指導を行うとともに、今後の自主事業の実施について計画書の提出を求めました。 今後は、年度毎に自主事業の実施計画の提出を求めることとし、適正な指定管理料の積算及び管理費の執行について指導してまいります。

様式第1号（第3条関係）

26松（地経）第1320号

平成27年3月5日

（宛先）松山市監査委員

松山市長 野志 克仁 印

平成26年度 公の施設の指定管理者監査結果報告に基づく措置通知書

平成27年1月9日付松監第65号の公の施設の指定管理者監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第12項の規定等により通知します。

所管部課 産業経済部 地域経済課	所管課長氏名 田中 教夫
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
松山市まちなか子育て・市民交流センター ・貸付備品の管理について 松山市まちなか子育て・市民交流センターへの貸付備品について、貸付備品を規定した基本協定書の「別表2」、備品台帳及び備品を照合調査したところ、基本協定書と備品台帳の数量に不一致が見受けられた。 担当課においては、適切なたな卸し作業を実施するとともに、基本協定書の整備を図り、貸付備品の適正管理に努められたい。	松山市まちなか子育て・市民交流センター ・貸付備品の管理について 同センターへの貸付備品について、たな卸し作業を実施し、備品台帳及び備品の照合調査を行った。 基本協定書と備品台帳の数量の不一致については、「松山市まちなか子育て・市民交流センターの管理に関する基本協定事項一部変更協定書（備品等変更）」において変更措置を行った。